

各務原市有料老人ホーム設置届関係事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「規則」という。）、各務原市老人福祉法施行細則（昭和60年4月1日各務原市規則第13号。以下「細則」という。）及び「各務原市有料老人ホーム設置運営指導指針」（平成25年6月1日決裁。以下「指針」という。）に規定するもののほか、有料老人ホーム設置届関係の手続きに関し必要な事項を定める。

(事前協議)

第2条 有料老人ホームを設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認（以下「建築確認」という。）を申請するまでに、各務原市長に対し、その設置しようとする有料老人ホームの設置運営計画について、協議を行うものとする。

- 2 前項の協議の際は、有料老人ホーム事前協議書（様式第1号）1部を各務原市長に提出するものとする。
- 3 既存施設を活用し、その建物を改修することにより有料老人ホームとしての用途に変更しようとする設置予定者は、建築基準法第87条の規定による用途の変更を申請する前までに、第1項の協議を行うものとする。
- 4 各務原市長は、有料老人ホーム事前協議書の提出があった場合において、開設の理由が適正であり、法、規則、細則及び指針（以下「法令等」という。）に定める要件を具備していると認めるときは、事前協議を了承した旨を様式第2号により設置予定者に通知する。

(事前協議終了後の変更協議)

第3条 前条第4項の通知後に事前協議内容に変更が生じたときは、設置予定者は有料老人ホーム事前変更協議書（様式第3号）1部を各務原市長に提出するものとする。

- 2 各務原市長は、有料老人ホーム事前変更協議書の提出があった場合において、法令等に定める要件を具備していると認めるときは、第2条第4項の取扱いを準用する。

(有料老人ホーム設置届)

第4条 設置予定者は、施設の新築等により建築確認が必要である場合は建築確認後、施設の譲渡等により建築確認が必要でない場合は建物取得後、速やかに各務原市長に対し、法第29条第1項及び細則第13条第1項による届出をしなければならない。

- 2 前項の届出は、1部を提出することとする。
- 3 各務原市長は、第1項の届出を受理したときは、その旨を様式第4号により設置予定者に通知する。

(設置届受理後における事前変更協議)

第5条 各務原市長が前条の設置届を受理した後、有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）が法第29条第2項の規定に基づき、施設の増改築及び移転、新築、転用を伴う事業の変更又は介護保険事業計画の観点からの整合性を図る必要のある事業の変更を行おうとする場合にあつては、設置者は、有料老人ホーム事前変更協議書（様式第3号）1部を各務原市長に提出するものとする。

- 2 前項の有料老人ホーム事前変更協議書の提出があった場合には、第2条第4項の取扱いを準

用する。

(有料老人ホームの変更に係る届)

第6条 設置者は、有料老人ホームに係る変更をする場合は変更の日から一か月以内に、法第29条第2項及び細則第13条第2項に定める届出を行わなければならない。

2 前項の届出は、1部提出することとする。

(有料老人ホームの休止及び廃止に係る届)

第7条 設置者は、有料老人ホームを休止若しくは廃止をする場合は休止若しくは廃止の日から一か月前までに、法第29条第3項及び細則第13条第3項に定める届出を行わなければならない。

2 前項の届出は、1部提出することとする。

3 各務原市長は、第1項の届出を受理したときは、その旨を様式第5号により設置者に通知する。

(開設後の報告等)

第8条 設置者は、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」(平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)に定めるところにより、各務原市長に対し、各務原市長が定める期日までに、次の各号に定める関係書類を提出しなければならない。

(1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(2) 他業を営んでいる場合には、他業に係る(1)の関係書類及び親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る(1)の関係書類

(3) 役員及び施設長に変動があった場合には、当該役員等の履歴書及び役員名簿

(4) 最新の重要事項説明書

(5) その他各務原市長が定める書類。

2 設置者は、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直すこととし、その結果財務諸表との乖離が生ずるおそれがある場合には、その原因、対処方針等を各務原市長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月3日から施行する。

様式第1号	有料老人ホーム事前協議書
様式第2号	有料老人ホーム事前協議について(通知)
様式第3号	有料老人ホーム事前変更協議書

様式第4号 有料老人ホーム設置届について（通知）
様式第5号 有料老人ホーム事業廃止（休止）届について（通知）